

## 議案第15号

### かせいソーダの取得について

舞洲工場の運営のため、次の工業薬品を買い入れる。

- |             |         |                            |        |              |
|-------------|---------|----------------------------|--------|--------------|
| 1           | 物       | 件                          | かせいソーダ | 約1,308,000kg |
| 2           | 契約の相手方  | 大阪市西区京町堀3丁目2番7号<br>要薬品株式会社 |        |              |
| 3           | 契 約 金 額 | 109,348,800円               |        |              |
| 4           | 納 入 期 間 | 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで     |        |              |
| 令和8年8月25日提出 |         |                            |        |              |

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

### 説 明

かせいソーダを買い入れるため、大阪広域環境施設組合財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払いとする。